

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第20回 2022年11月



新たな好機を捉え、新たな基準を満たす

―「税関高級認証企業基準」の認証モデルに対する統合と最適化

概要:

• 税関総署は2022年10月28日付けで第106号公告を公表し、新たに改訂した「税関高級認証企業基準」を 公布することにより、既存の認証基準を大幅に最適化・統合し、政策解釈の透明性を高め、企業の理解・把 握・参照と実施をより便利にする。しかし、新認証基準において、企業の基準適合に係る要件は緩和されてい ないため、輸出入企業はシームレスに移行できるよう、認証基準の変化に留意し、十分に準備を整える必要が ある。AEO高級認証資格の新規申請又は継続的な適合により、通関利便化、共同奨励などの政策によるメ リットを享受する。

背黒

2021年10月、「中華人民共和国税関登録登記・届出企業信用管理弁法」(税関総署令第251号、以下「251号令」)は、登録登記・届出企業の信用管理制度を大幅に調整し、認証企業の種類を削減し、一般認証企業の資格を廃止した。また、税関総署は「税関高級認証企業基準」(税関総署公告2021年第88号、以下「旧認証基準」)を公布・実施し、「1(共通基準)+N(個別基準)」の認証モデルを設定した。

税関総署は、認証実施の実務経験を踏まえて、2022年10月28日付けで「税関高級認証企業基準」(税関総署公告2022年第106号、以下「新認証基準」)を公布し、共通基準と個別基準において重複する内容を統合・最適化し、従来ある8つの個別基準を1つの個別基準に統一することにより、中国税関企業信用管理体制を更に最適化する。

新認証基準の改訂に関する分析

- 1. 認証グリアの要件
- ▶ 加点制のルールを廃止するものの、依然として「適合」「基本適合」「不適合」「対象外」で企業が各基準に適合するかどうかを判断する。

© 2022 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Mainland China, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

- ▶ 認証をクリアする要件に関しては、すべての認証結果に「不適合がない」という要件に加えて、「内部統制及び貿易安全の2つの基準において、個別基準項目における基本適合に該当する項目が3項目を超えない」という要件から、「共通基準における基本適合に該当する項目が3項目を超えず、個別基準における基本適合に該当する項目が3項目を超えない」に調整され、認証クリアの判断基準がより簡単かつ直接的なものとなる。また、旧認証基準では、実質上、基本適合に該当する項目は最大5項目を超えないことを求めているに対して、新認証基準では基本適合に該当する項目は最大6項目を超えないとされる。
- ▶ 付加基準の加点ルールを廃止したため、企業は今後付加基準の加点によりクリアすることができなくなる。

2. 共通基準の変更

新認証基準は依然として、「内部統制」「財務状況」「法令遵守規範」「貿易安全」という4つの分野に応じた基準ルールを設定し、実務において一部実行可能性の低い基準を削除した。これは主に以下の事情を勘案した結果である。
1) 関連基準が普遍的に適用できるものではなく、実務においてほとんどの企業は関連状況に該当しない。2) 関連基準と企業の経営実態との整合性が取れず、経営管理に不必要な制約を課す可能性がある。例えば、「税関の要求に沿った特殊物品安全管理制度を確立し、規定に従って特殊物品の生産・使用・販売記録を保存する」「輸出入活動に関するプロセス管理制度を確立・実施する」「安全参入コントロール制度を確立し、輸出入貨物について安全参入要件の有無及び遵守状況の事前審査を実施し、貨物、産地、製造企業、荷受人・荷送人などが中国の安全参入要件を満たしていることを確保する」など。項目別基準の具体的な変更点は下記の通りである。

• 内部統制基準

- ▶「内部組織構造」を「税関・企業間のコミュニケーションと連携」に統合・調整し、「税関とのコミュニケーションと連携のメカニズムを構築・実施する」という要件、及び「税関業務に関わる異常や不審な貨物伝票、又は違法、不審、不明な物品を特定した場合、適時に税関に報告する」という規定を新たに追加した。
- ▶ 項目別基準の「輸出入証憑」は、旧認証基準で対応する共通基準及び個別基準の関連条項を統合し、「禁止類製品のコンプライアンス審査制度を確立・実施する」という要件を新たに追加した。
- ▶ 項目別基準の「情報システム」も旧認証基準で対応する共通基準及び個別基準の関連条項を統合し、より具体的に「輸出入活動の主なプロセスがシステムにおいてそのプロセスを検索・追跡でき、関連する貨物フロー、証憑フロー、情報フローの相互確認ができる」という説明を明確にした
- ▶ 項目別基準の「内部監査と改善」は、「税関企業認証基準に適合しない事項により、企業が継続的に認証企業基準に適合できなくなる場合、企業は自発的に適時に税関に報告しなければならない」という要件を新たに追加した。

財務状況基準

新認証基準は、財務状況の基準適合要件を全体的に緩和した。

- ➤ 「資産負債比率が95%を超える」という不適合の基準に関しては、3年連続の該当から5年連続に緩和した。新設企業と新興業態の企業の発展をよりよくサポートするために、KPMG中国の通関業務チームは意見募集の段階で上記調整を提案した。
- ▶ 財務状況の適合基準に関しては、「会計事務所が発行した無限定適正意見の監査報告書の提出」という要件から、「会計事務所発行の監査報告書の提供」又は「税関ネットワークに接続した企業のERPシステムにおける貸借対照表」という選択可能な要件に調整することにより、企業の監査報告書の未完成による認証の遅れなどを回避することができる。また、企業の負担を軽減するため、連続する3会計年度の財務状況の提出を「前会計年

度」に調整した。

▶ 財務状況指標に「基本適合」の認定要件を新たに追加し、すなわち「監査報告書に限定付適正意見が表明され、かつ5年連続で資産負債比率が95%を超えることがない場合」という要件であり、クリアする難易度をある程度引き下げた。旧認証基準では、企業の監査報告書に限定付適正意見が表明された場合、財務状況指標については「不適合」と判断され、企業はクリアできないと一票否決されていたが、新認証基準では財務状況指標が「基本適合」と判断されても、他の基準に対する適合状況を踏まえて総合的に審査・認定することができる。

• 法令遵守規範基準

新認証基準では、旧認証基準を基に一部の項目別基準の内容を改善した。

- ▶ 「法律法規の遵守」という項目別基準では、企業の法定代表者、主要責任者、財務責任者、通関業務責任者など関連管理者が故意の犯罪行為により刑事罰を受けたことに対する遡及期間を緩和し、従来の2年間から1年間に調整した。251号令の規定に基づき、関連条項、すなわち「企業が自主的に開示し、税関から警告を受けた、又は税関総署の所定金額以下の罰金を科された場合は、税関認定企業信用状況の記録に列記しない」という認定基準を引用した。
- ▶「管理要件」という項目別基準では、「2年以内にすべて税関の要求に従い保証金・保証状の延期や返却手続きを行っている」、「2年以内にすべて規定に従い税関に減税・免税対象貨物の使用状況を報告している」などの関連要件を削除した。税関の監督管理の重点に焦点をあてて、「危険物の虚偽申告・事実隠蔽申告、隠蔽・隠し持ちが特定・発見される」という一票否決事項を新たに追加し、輸出入企業が安全発展の理念を堅持するよう牽引する。
- ▶ 法令遵守規範基準は全体的に一部の規定違反事項に対する遡及期間を短縮した。例えば「税関に虚偽の情報を提供するか、又は事実を隠蔽すること」、「企業及び企業の法定代表者、主要責任者、財務責任者、通関業務責任者などの関係者が国家信用喪失共同懲戒リストに掲載されていないこと」など法令遵守規範事項に関して、管理要件の遡及期間を2年間から1年間に短縮する。

注目するポイントとして、新認証基準では、法令遵守規範に関しては依然として「一票否決」式の認定メカニズムを採用しており、すなわち法令遵守規範においては「適合」と「不適合」の二択しかなく、企業が基準のいずれかの要件に該当しない場合、個別基準の「不適合」と判定され、全体的にAEO高級認証をクリアできなくなる。

• 貿易安全基準

新認証基準では、旧認証基準を基に一部の項目別基準の内容を改善した。

- ▶ 「場所安全」を「経営場所安全」に調整し、シェアードオフィスやシェアード園区などの状況に関する認定基準をある程度緩和し、共用エリアに対して一般的な管理措置を実施するだけで十分となる。
- ▶ 旧認証基準における共通基準と個別基準の関連規定を吸収・統合し、人員安全、貨物・物品安全、輸送器 具安全、ビジネスパートナーの安全など項目別基準を設定し、全体的により実務にフィットし、ほとんどの企業の生 産経営の実情に即した規定となる。
- ▶ 世界税関機構(WCO)の「国際貿易の安全確保及び円滑化のための枠組み」における最新の変更点に照らし合わせて、「コンテナ」、「ビジネスパートナー」などの項目で対応する解釈を追加し、企業の解釈の違いを回避する。
- ▶ 旧認証基準における「税関業務研修」「情報安全」「安全研修」などに係る内容を統合し、「税関業務と貿易安

全研修」に調整する。

3. 個別基準の変更

新認証基準は、企業種類別で個別基準を設定するという従来の方法に代わり、「信用+」という管理理念を堅持し、信用管理を他の税関監督管理措置と効果的に組み合わせた。基準内容は保税、衛生検疫、動植物検疫、食品、商品検査、通関代行、速達便運営、物流輸送、越境ECプラットフォーム、対外貿易総合サービスなど10の業務分野にわたり、企業の経営範囲に応じて設定し、企業の実情により即して、基準の運用可能性を向上させる。すなわち、企業は自社の事業範囲に応じて対応する認証要件を遵守するだけでよく、企業の種類に係る矛盾を考慮する必要がなくなる。

具体的には、個別基準において、輸出入食品事業を展開する企業を対象に「輸出製品について、1年以内に海外で安全衛生上の問題が報告され、調査の結果、当該品質安全問題が企業自体に起因することが確認された製品が2口ットを超えない」という管理要件を新たに追加した。越境ECプラットフォーム事業を展開する企業を対象に「プラットフォームで販売される商品が越境ECの関連規制要件を満たしているかどうかの審査制度の確立・実施」という管理要件を新たに追加し、監督管理のシナジー効果を更に反映する。

KPMGの所見 -

中国税関が企業信用管理分類をAEO制度に調整した2014年以降、信用管理方法に係る政策の継続的な変更及び実践に伴い、税関はこれまで高級認証基準を3回更新してきた。今回の調整に加えて、2019年には個別基準を追加し、その後に種類を拡大し、2021年には上述の個別基準をまとめて、加点基準を追加した。詳細は下記の通りである。

発効日	公告番号	共通基準項目	個別基準	クリア要件
2014年 12月1日	税関総署公告 2014 年第 82 号	4 つの分野 25 項目	該当なし	全ての採点項目において、不適合 (-2)に該当するものがないこと認証基準の総得点が 95 点 (95 点を含む)以上であること
2019年 1月1日	税関総署公告 2018 年第 177 号		輸出入貨物の荷受人・荷送人通関業者対外貿易総合サービス企業	
2020年3月1日	税関総署公告 2019 年第 229 号	4 つの分野 31 項目	越境 EC プラットフォーム企業輸出入速達便運営業者	 全ての採点項目において、不適合 (-2)に該当するものがないこと 内部統制と貿易安全基準の個別基準項目において、基本適合(-1)に該当するものが3項目を超えないこと 認証基準の総得点が95点(95点を含む)以上であること
2021年 3月1日	税関総署公告 2020 年第 137 号		水運物流輸送業者航空物流輸送業者道路物流輸送業者	
2021年 11月1日	税関総署公告 2021 年第 88 号	5 つの分野 32 項目 (加点項目を 含む)	 輸出入貨物の荷受人・荷送人 通関業者 対外貿易総合サービス企業 越境 EC プラットフォーム企業 輸出入速達便運営業者 水運物流輸送業者 道路物流輸送業者 航空物流輸送業者 	

発効日	公告番号	共通基準項 目	個別基準	クリア要件
2022年 10月28 日	税関総署公告 2022 年第 106 号	4 つの分野 16 項目	 加工貿易及び保税輸出入業務 衛生検疫業務 動植物検疫業務 輸出入食品業務 輸出入商品検査業務 通関代行業務 速達便運営業務 物流輸送業務 報告 500 プラットフォール業務 	 すべての認証結果項目に不適合に 該当するものがないこと 共通基準において基本適合に該 当するものが3項目を超えないこと 個別基準において基本適合に該 当するものが3項目を超えないこと
			越境 EC プラットフォーム業務対外貿易総合サービス業務	

今回の改訂では、全体的に認証の要件を引き下げないことを前提として、従来の269項目の基準を約65%削減の94項目に最適化・統合し、より科学的な指標設定、より精確な内容、より簡潔な表現を用いて、企業の多元化の経営ニーズによりよく対応できるようになる。また、徐々に企業から集中的に反映される法執行上の差異問題に焦点を当て、継続的にフォールトトレランス体制を整備し、企業の合法的権益を保障するとともに、認証企業の達成感を更に向上させる。

KPMGのご提案

新認証基準では項目数が減少したものの、企業に対する要件は引き下げずに、一部の分野では認証の要件を大幅に強化した部分もある。これまでの税関によるAEO認証の法執行実践及びKPMGによる企業の認証実務支援の経験を踏まえて、関連する輸出入企業には、認証基準の変更を適時に把握し、以下の分野の管理強化に注力されるよう提案する。

1. 通関業務コンプライアンスへの重視度を継続的に向上させる

通関業務コンプライアンスの重要性を、企業の法定代表者、主要責任者、財務責任者、通関業務責任者などの上級管理職に周知させ、会社全体が通関業務管理を重視するよう指導する。特に、研修、内部監査の是正などの分野において、役割分担を明確にし、積極的に参加させることにより、輸出入に関する各種法規定を熟知し、企業コンプライアンス管理の実務を把握できるようにする。

2. 法令遵守規範管理に重点を置いて注目する

新認証基準では、法令遵守状況の指標に関しては依然として「一票否決」認定メカニズムを採用しており、すなわち「不適合」の項目があってはならない。このため、下記のことに留意されるよう提案する。

- ▶ 税関リスクの自己検査・是正体制を構築する。税関の監督管理規定に違反したことにより行政処罰を受ける可能性のある状況に対して、企業は事前に回避するか、又はリスクを特定した後に適時に自主的に開示する必要があり、自主的開示に係る政策のメリットを享受するとともに信用格付けへの影響を回避することもできる。
- ▶ 通関申告書の税務関連要素の申告規範問題に留意する。現行の「規範申告目録」の要件によると、申告要素における「分類要素(制作又は保存方法、含有量、成分など)」及び「価格要素(包装仕様、ブランドなど)」などは、すべて税務関連要素となるため、企業はこれらの情報が正確であることを確認し、如実に申告しなければならない。

- ▶ 税関の法執行に積極的に協力する。日常管理において、信用格付けに直接影響を及ぼすことを回避する必要があり、税関に対して虚偽の情報を提供したり事実を隠蔽したりする行為、税関の法執行への協力を拒否する行為、通関申告書などの輸出入証憑及び輸出入に直接関わるその他の書類を移転、隠匿、改ざん、破棄する行為などがあってはならない。
- ▶ 高リスク商品の管理を重視する。新認証基準では、「危険物など税関が重点的に注目する高リスク商品の虚偽申告・事実隠蔽申告、隠蔽・隠し持ちが特定・発見された」という一票否決事項を新たに追加し、企業に対して類似する商品の輸出入コンプライアンス管理への重視を促している。

3. 情報システムの相互接続・連携レベルを向上させる

KPMGのこれまでの経験によると、多くの企業のERPシステムは輸出入業務と完全に相互接続・連携できていない。 輸出入活動の主なプロセスがシステムでその全プロセスを検索・追跡できない。関連する貨物フロー、証憑フロー、情報フローを相互確認できない。ひいては通関業務システムが形骸化し、日常の運用において有効な管理の役割を果たしていないこともある。新認証基準では、システムの相互接続・連携に対してより厳格な要件を提示しており、企業に情報システムの全プロセス管理の強化、特に輸出入業務と他の業務の関連管理システムとの相互接続・連携を重視するよう促している。

4. ビジネスパートナーの選択基準を慎重に評価する

新認証基準では、「ビジネスパートナーが税関高級認証企業である場合、企業は当該ビジネスパートナーに対して本 基準の実施を免除できる」という要件を引き継いだ。すなわち、高い資質を持つビジネスパートナーを選択することによ り、自社とビジネスパートナーの安全リスク及び作業量を最小限に抑えることができる。ビジネスパートナーが税関認証 企業ではない場合、企業は認証基準に従って適格なビジネスパートナーを選定する責任と使命を負わなければなら ず、企業のサプライヤーコントロールと管理に新たな課題をもたらすこととなる。

5. 輸出入業務に係る内部監査業務に適切に取り組む

輸出入業務に係る内部監査業務は、財務監査とは異なり、主に「ヘルスチェック式」輸出入コンプライアンス監査と「適合性」のAEO認証基準の分析監査を含んでおり、前者は輸出入に関連する活動が法令遵守とコンプライアンス遵守しているかどうかに重きを置き、後者は企業の経営管理がAEO認証基準に適合しているかどうかに重きを置いている。近年、税関は企業の内部監査に対する要求をより全面的かつ緻密に定め、新認証基準では、企業が輸出入活動及び高級認証企業基準の継続的な適合に係る内部監査を毎年実施し、内部監査の過程と結果を完全に記録することを明確に要求している。既にAEO認証資格を取得した企業には、新認証基準の変更に従って社内の見直し作業を適時に実施するとともに、輸出入に係る内部監査をより一層重視し、より多くのリソースを投入して内部監査業務の実施を強化し、必要に応じて第三者専門機関からの支援も検討されるよう提案する。

KPMGの通関業務及び貿易チームは、かねて税関の動向に注目しており、関連する財務、税務、貿易、通関業務などの専門分野において深い理解と豊富な経験を有し、企業のAEO認証、輸出入コンプライアンスチェック、税関の自主的開示制度の支援、政策の適用・実務の提案とサポートなどにわたり幅広いサービスを提供できます。

中国の全面的信用システムの構築を背景に、税関は企業管理について「法令遵守行為に利便を図り、信用喪失行為を懲戒する」という管理方針を強調している。今回公布された税関の新認証基準に関しては、認証企業には内部統制と自社に対する監督管理を強化し、情報システムの構築と整備を通じて輸出入業務のコンプライアンス管理を実現するとともに、年度内部監査の機会を十分に活用して問題を適時に特定し、税関に自主的に開示することにより、税関信用格付けを維持されるようご提案します。関連する政策の分析及び実務に対するご提案に関しては、お気軽にKPMGのプロフェッショナルスタッフまでお尋ねください。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華中·華東地域

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Mokuta Masakazu 杢田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198_